

平成27年4月からの保育料はこう変わります

子ども・子育て支援新制度では、保育の利用にかかる保育料は、これまでどおり、保護者の皆様の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度に対応した変更や、新たな軽減策も取り入れていきます。



多子世帯の負担を軽減します。

入園しているお子さんのうち、2番目のお子さんは「半額」に、3番目以降のお子さんは「無料」にします。

住民税に基づいて保育料を決めます。

今後は、所得を証明する書類の提出がなくなります。
※ただし、矢吹町に住民税の課税情報がない方は、課税証明書をご提出いただけます。

保育短時間認定の方は
保育標準時間認定よりも低い保育料とします。

地域型保育事業の保育料は、認可保育園と同額にします。

幼稚園保育料は所得階層区分に応じた保育料とします。

平成27年4月から保育料は・・・

「子ども・子育て支援新制度」においては、現在の町立、私立幼稚園保育料や保育所（公私）の保育料等（以下「利用者負担額」）について、国が定める水準を上限として各市町村が定めることとなっています。

《町立幼稚園保育料》 ()内は第2子

階層区分	階層基準	保育料
第1階層	生活保護法による被保険者世帯（単給世帯を含む）	0円
第2階層	町民税非課税世帯	2,400円（1,200円）
第3階層	町民税課税世帯	5,000円（2,500円）

上記の保育料のほかに、園によって文房具代などの実費徴収費がかかることがあります。

《公立以外の幼稚園・認定こども園保育料》 ()内は第2子

階層区分	階層基準	保育料
第1階層	生活保護法による被保険者世帯（単給世帯を含む）	0円
第2階層	町民税非課税世帯	2,400円（1,200円）
第3階層	町民税所得割課税額77,100円以下	9,800円（4,900円）
第4階層	町民税所得割課税額211,200円以下	12,400円（6,200円）
第5階層	町民税所得割課税額211,201円以上	16,000円（8,000円）

現行の「私立幼稚園就園奨励助成金」を考慮して、あらかじめ所得に応じて軽減された利用者負担額（保育料）を納入していただくこととなりますので、就園奨励助成金は支給されません。

上記の保育料のほかに、園によって文房具代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。



幼稚園・保育園・認定こども園等

保育料の改定について (平成27年4月分)



これからの矢吹町は・・・

今後は児童人口の減少が見込まれています。

しかし、働きながら子育てをするご家庭が増えていくことが予想されます。

教育・保育施設の整備や職員の資質向上等を目指していきます。

教育・保育を計画的に進めていきます。



平成27年4月から町立幼稚園・保育園の利用時間が変わります

●幼稚園

7:30	8:30	13:30	18:00	18:30
預かり保育	教育標準時間（5時間）		預かり保育	預かり保育

- ・預かり保育時間が午前7時30分から利用することができます。
- ・延長利用の申し込みで、最長で午後6時30分まで利用することができます。

- ①常時預かり保育料

午前7時30分～午前8時30分	月額1,500円
午後1時30分～午後6時00分	月額4,000円
午後6時00分～午後6時30分	月額500円

- ②臨時預かり保育料 日額1,000円。

ただし、預かり保育時間が4時間以内の場合は500円とします。

●保育園

7:30	18:00	19:00
保育標準時間（おおむね11時間）		①延長保育
7:30	8:30	16:30
②延長保育	保育短時間（8時間）	③延長保育
		①延長保育

- ・保育標準時間認定を受けた方は、午前7時30分から午後6時まで利用することができます。
- ・保育短時間認定を受けた方は、午前8時30分から午後4時30分まで利用することができます。
- ・延長保育を利用される方は別途申し込みにより、最長で午後7時まで利用することができます。

区分	保育標準時間	保育短時間
利用可能な保育時間	7:30～18:00	8:30～16:30
延長保育時間	① 18:00～19:00	② 7:30～8:30
		③ 16:30～18:00
		① 18:00～19:00
延長保育料	① 3歳児未満 月額 3,000円 日額 600円 3歳児以上 月額 2,500円 日額 500円	3歳児未満 日額 ②③ 200円 月額 ① 3,000円
		3歳児 日額 ②③ 200円 月額 ① 2,500円
		4歳児以上 日額 ②③ 200円 月額 ① 2,500円

災害備蓄倉庫完成！

先の東日本大震災の教訓を踏まえ、災害が発生した場合の初動対応及び長期避難並びに災害時応援協定締結市町への応援物資の保管を目的として、備蓄倉庫を町文化センター駐車場内に建設しました。

- ・所在地 矢吹町一本木100番地11
(町文化センター駐車場内)
- ・構造等 鉄骨造 平屋建て
- ・床面積 211.21㎡
- ・備蓄倉庫へ備蓄する主な資機材



備蓄倉庫には、発災後の初動に対応するライフライン応急復旧資機材、備蓄庫のない避難所の備蓄資機材及び一般住宅用応急資材、生活用品等を保管します。

ライフライン等 応急対応資機材	ブルーシート5m～10m程度、土嚢袋、杭、トラロープ、かけや、バリケード、セーフティコーン、通行止め看板、誘導表示板、発電機、投光機、延長コード、燃料用ポリタンク、懐中電灯、スコップ、水中ポンプ、チェンソー
一般住宅、事業 所用資材	ブルーシート5m～10m程度、ガムテープ、土嚢袋、スコップ、給水用ポリタンク20ℓ～500ℓ
避難所用資機材	発電機、投光機、延長コード、懐中電灯、板状ダンボール、仮設トイレ、ポリタンク、ストーブ、給水用ポリタンク20ℓ～500ℓ、燃料用ポリタンク20ℓ、ガムテープ、生活用資材(トイレトーパー、タオル、毛布、医薬品)、食料用資材(なべ、釜、ボール、ざる、紙製トレイ、コップ、割り箸、スプーン等)

※食料品は支援協定に基づき業者より購入

☎ 町民生活課 町民生活係 ☎ (42) 2114

4月1日から防災行政無線の定時放送が変わります

防災行政無線の定時放送内容等が、次のとおり変更となります。

①音楽等の変更

放送時間	変更後(新)	変更前(旧)
午前7時	町民の歌(歌なし)	ローレライ
正午	ウエストミンスターの鐘	
午後6時	夕焼け小焼け(歌なし)	ノクターン



②時間の変更

これまで、午後9時に定時の音楽を放送していましたが、就寝の時間帯にあたることから、放送時間を午後6時に変更します。

☎ 町民生活課 町民生活係 ☎ (42) 2114

防災行政無線の放送内容をメール配信中！

町では、防災行政無線で放送した内容を携帯電話等のメールアドレスへ配信するサービスを開始しています。メールアドレスを登録していただくことにより、防災行政無線で放送するほぼすべての情報が確認できますので、ぜひご活用ください。

迷惑メールの設定をしている方は登録前に「yabuki21141257@kk.88island.jp」を受信できるよう設定をお願いします。

【会員登録方法】

①QRコードで読み取ったURLにアクセス



直接入力の場合のメールアドレス
「yabuki21141257@kk.88island.jp」

- ②空メール送信
- ③返信されたメール内のURLにアクセス
- ④利用規約に同意
- ⑤利用者名・住所入力
- ⑥登録完了(登録完了確認メールが来ます。)



☎ 町民生活課 町民生活係 ☎ (42) 2114

《保育園・認定こども園保育料》

()内は第2子

階層区分	階層基準	3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	非課税	5,000円 (2,500円)	4,200円 (2,100円)	3,000円 (1,500円)	2,400円 (1,200円)	3,000円 (1,500円)	2,600円 (1,300円)
第3階層	町民税均等割のみ	9,000円 (4,500円)	8,200円 (4,100円)	5,000円 (2,500円)	4,400円 (2,200円)	5,000円 (2,500円)	4,600円 (2,300円)
第4階層	町民税所得割課税額 48,600円未満	12,000円 (6,000円)	11,200円 (5,600円)	7,000円 (3,500円)	6,400円 (3,200円)	7,000円 (3,500円)	6,600円 (3,300円)
第5階層	町民税所得割課税額 67,700円未満	15,000円 (7,500円)	14,200円 (7,100円)	10,000円 (5,000円)	9,400円 (4,700円)	10,000円 (5,000円)	9,600円 (4,800円)
第6階層	町民税所得割課税額 85,700円未満	20,000円 (10,000円)	19,200円 (9,600円)	14,000円 (7,000円)	13,400円 (6,700円)	14,000円 (7,000円)	13,600円 (6,800円)
第7階層	町民税所得割課税額 109,600円未満	27,000円 (13,500円)	26,200円 (13,100円)	20,000円 (10,000円)	19,400円 (9,700円)	20,000円 (10,000円)	19,600円 (9,800円)
第8階層	町民税所得割課税額 157,700円未満	34,000円 (17,000円)	33,200円 (16,600円)	29,000円 (14,500円)	28,400円 (14,200円)	25,000円 (12,500円)	24,600円 (12,300円)
第9階層	町民税所得割課税額 216,100円未満	38,000円 (19,000円)	37,200円 (18,600円)	29,000円 (14,500円)	28,400円 (14,200円)	25,000円 (12,500円)	24,600円 (12,300円)
第10階層	町民税所得割課税額 315,600円未満	41,000円 (20,500円)	40,200円 (20,100円)	29,000円 (14,500円)	28,400円 (14,200円)	25,000円 (12,500円)	24,600円 (12,300円)
第11階層	町民税所得割課税額 315,600円以上	41,000円 (20,500円)	40,200円 (20,100円)	29,000円 (14,500円)	28,400円 (14,200円)	25,000円 (12,500円)	24,600円 (12,300円)

上記の保育料のほかに、園によって文房具代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。

●利用者負担額(保育料)階層の決定

平成27度からは、4月分から8月分は前年度の町民税を基に、9月分から翌年3月分は当年度の町民税を基にそれぞれ保育料を算定しますので、9月に保育料が変更となります。

【保護者負担金(保育料)の算定基準】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
← 前年度の町民税を基に保育料を算定					← 当年度の町民税を基に保育料を算定(9月に保育料変更)						

☎ 学校教育課 子育て支援室 ☎ (42) 2230